

「健康保険証」の廃止に伴う対応

○2024 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しており、従来の健康保険証(以下「旧保険証」)は、経過措置期間が終了する 2025 年 12 月 2 日以降、使用できなくなります。旧保険証はご自身によりハサミで裁断するなど廃棄してください。

○上記に伴い、マイナ保険証をお持ちでない方は、2025 年 12 月 2 日以降、健保組合から届けられる「資格確認書」を保険証としてご利用ください。

1. 旧保険証の取扱い

○2025 年 12 月 2 日以降、使用できなくなります。ご自身によりハサミで裁断するなど廃棄してください(健保組合へ返却する必要はありません)。

2. マイナ保険証未登録の方への「資格確認書」の提供

○マイナ保険証未登録の方は、次のとおり「資格確認書」を提供しますので、2025 年 12 月 2 日以降、保険証としてご利用ください。

(1) 送付物

- ・「資格確認書」(ハガキサイズのやや厚みのある紙(複製防止措置有))
※有効期限：2027 年 12 月 1 日
- ・案内書面・リーフレット

(2) 送付対象者

- ・10 月 17 日時点でマイナ保険証未登録の被保険者本人、被扶養者
※行き違いで既にマイナ保険証を登録された方に「資格確認書」が届いた場合は、「資格確認書」をご自身によりハサミで裁断するなど廃棄してください。(送付物の「案内書面」には、健保組合に「返却してください」と記載していますが、廃棄してください(返却する必要はありません)。)

(3) 送付方法

- ・被保険者、被扶養者のそれぞれの住所(住民票住所)へ個別の封筒に封入し、簡易書留で送付します。
※宛先不明不達の場合、被保険者の事業主の所属先へ事業主の社内便で転送します。

(4) 送付時期

- ・11 月 14 日以降順次

3. 資格確認書の紛失・き損時の取扱い

○会社経由で、「資格確認書・高齢受給者証 滅失・棄損・再交付申請書(健保 0021/0022)」を提出してください。再交付します。

※再交付手数料(1,000 円)が必要です。

4. マイナ保険証登録・利用のお願い

○マイナ保険証には、次のとおり様々なメリットがありますので、マイナ保険証へ登録するようご検討ください。

- ・データに基づくより良い医療が受けられる
- ・手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除
- ・マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
- ・医療現場で働く人の負担を軽減できる

※マイナンバーカードの健康保険証利用方法(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

注: マイナ保険証へ切り替えられましたら、有効期限内の「資格確認書」はご自身によりハサミで裁断するなど廃棄してください。

以 上